令和２年７月豪雨
球磨川流域市町村合同要望書

令和３年 11 月

熊本県八代市	熊本県人吉市	熊本県芦北町
熊 本 県 錦 町	熊本県あさぎり町	熊本県多良木町
熊本県湯前町	熊本県水上村	熊本県相良村
熊本県五木村	熊本県山江村	熊本県球磨村

未曽有の被害をもたらした令和２年７月豪雨から１年４か月が経過しました。この間、国におかれましては、支援制度の拡充や柔軟な運用等に鋭意ご尽力を賜り、地方負担の最小化のためご支援いただき、心より感謝申し上げます。

また、発災直後から関係府省庁一丸となって、迅速な先遣隊の派遣、被災者の救助活動、プッシュ型による支援物資の提供、激甚災害の早期指定をはじめ、被災した地域を支援する対策パッケージの早期決定など被災地域に対する強力なご支援をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

甚大な被害を受けた球磨川流域市町村においては、現在、公費解体等の実施や公共土木施設の復旧工事、地域住民と協働・連携の上、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性をまとめながら早期の復旧・復興に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

また、球磨川流域の被災した住民が安心して元の地域に戻り、日常の生活を取り戻せるように、住まいの再建はもとより、公的機関や金融機関、医療機関や商店の再建などの環境整備を進めています。

令和２年 ７ 月豪雨で被災した球磨川流域市町村は、この災害に加え、５年前の熊本地震、新型コロナウイルスというこれまで経験したことのない三重苦の状況下にありながら、被災住民が安心して暮らせるような創造的復興に取り組んでいます。これを成し遂げるためには、国による重点的な支援が必要不可欠でありますので、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年 11 月

八代市長　中村　博生

人吉市長　松岡　隼人

芦北町長　竹﨑　一成

錦　町　長　森本　完一

あさぎり町長　尾鷹　一範

多良木町長　吉瀬　浩一郎

湯前町長　長谷　和人

水上村長　中嶽　弘継

相良村長　吉松　啓一

五木村長　木下　丈二

山江村長　内山　慶治

球磨村長　松谷　浩一

目　次

■令和２年７月豪雨の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

≪要望項目≫

◎全地域共通要望

１　「球磨川水系流域治水プロジェクト」の強力な推進　【農林水産省、国土交通省】・・・ 6

２　災害に強いまちづくり、被災地域の復旧・復興のためのインフラ整備【国土交通省】・・・ 8

３　被災地域の安全・安心なまちづくりと集落再生に向けた支援【総務省、国土交通省】・・・ 12

４　被災者に寄りそう住まいの再建　【内閣府】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

５　被災者生活再建支援制度の拡充　【内閣府】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

６　災害ボランティアセンター等の運営等に対する特別な支援【内閣府、財務省、国税庁】・・・ 21

７　鉄道の早期復旧に向けた支援　【総務省、国土交通省】・・・・・・・・・・・・・・・ 23

８　復興係数・復興歩掛　【国土交通省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

９　災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化　【総務省】・・・・・・・・・・・・・ 26

10　復旧・復興に向けた財政支援　【総務省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

11　被災市町村の人員体制強化に向けた支援　【総務省】・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

12　農林水産業の復旧・復興に向けた支援　【農林水産省】・・・・・・・・・・・・・・・ 31

13　被災企業等に対する復興支援　【経済産業省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

14　被災地域に特化した観光業等に対する支援【農林水産省、経済産業省、国土交通省】・・・ 34

人吉地域、球磨地域

15　被災した民間所有の文化財及び地域コミュニティ施設等への財政支援【文部科学省】・・・ 35

球磨地域

16　被災した球磨村立渡小学校の移設再建等への支援　【文部科学省】・・・・・・・・・ 37

17　被災した球磨村唯一の高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム千寿園）
の復旧に向けた支援　【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

球磨地域、八代・芦北地域

18　介護保険制度に対する財政支援　【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

八代・芦北地域

19　被災により無医地区となっている八代市坂本町における
医療提供体制等の復旧及び整備に向けた支援　【厚生労働省】・・・・・・・・・・・ 42

令和２年７月豪雨の概要

■降雨の状況

令和２年７月３日から、梅雨前線が長期間停滞した影響で西日本から東日本にかけての広範囲に大雨が降り続き、熊本県における７月４日朝方にかけての 12 時間降水量は、県南 9 地点〔球磨川水系（山江、一勝地、人吉、上、多良木、湯前横谷）、田浦、水俣、牛深〕で観測史上１位を記録。広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、大氾濫を引き起こした。

【気象レーザー画像（７月４日）】

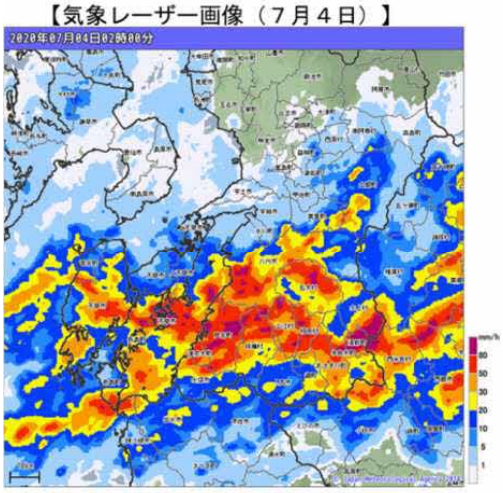

７月３日午前１時から５日午前０時までの時間雨量

（令和２年７月５日熊本地方気象台資料を加工）

（出典；令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

球磨川本川の中流部から上流部及び最大支川の川辺川の各雨量観測所における降雨量は、6 時間雨量、12 時間雨量及び 24 時間雨量において、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和 40 年 7 月洪水や昭和 57 年 7 月洪水を上回る降雨を記録。

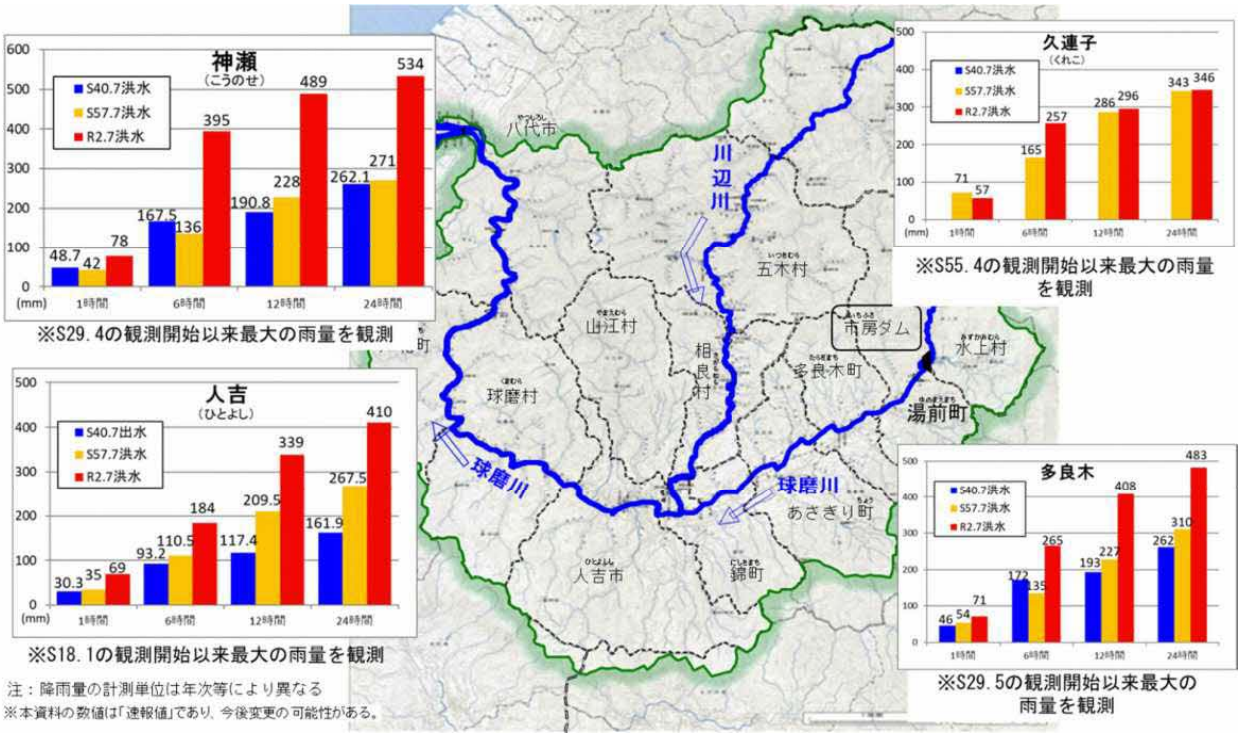

（出典；令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■人的被害の状況

令和２年７月豪雨は、死者や負傷者など多くの人的被害をもたらした。熊本県内の犠牲者は 67 名にのぼり、うち 65 名（97%）が県南地域市町村に集中している。この豪雨で大氾濫をもたらした球磨川流域における市町村別の犠牲者数は、球磨村が 25 名と最も多く、人吉市で 21 名、芦北町で 11 名、八代市で 4 名の尊い命が失われた。

死者67人（うち災害関連死2人）、行方不明者2人（R3.9.30 現在）

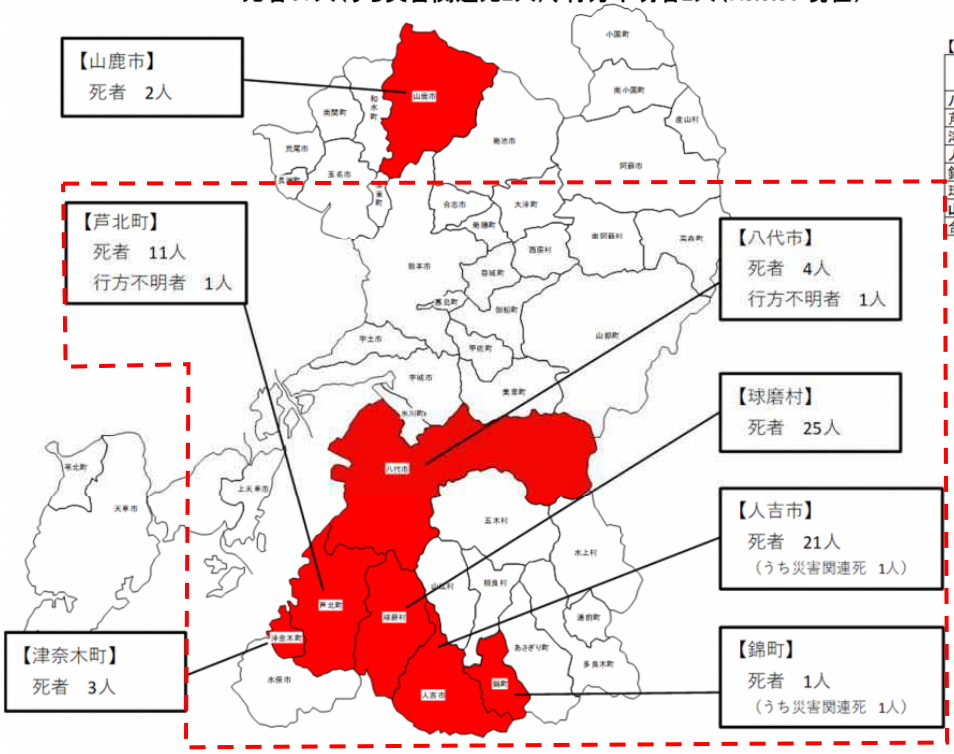

【市町村別計】

	死者	うち災害関連死	行方不明者
八代市	4		1
芦北町	11		1
津奈木町	3		
人吉市	21	1	
錦町	1	1	
球磨村	25		
山鹿市	2		
合計	67	2	2

（出典；令和３年９月　熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■住家被害の状況

全半壊4608棟（R3.9.30 現在）

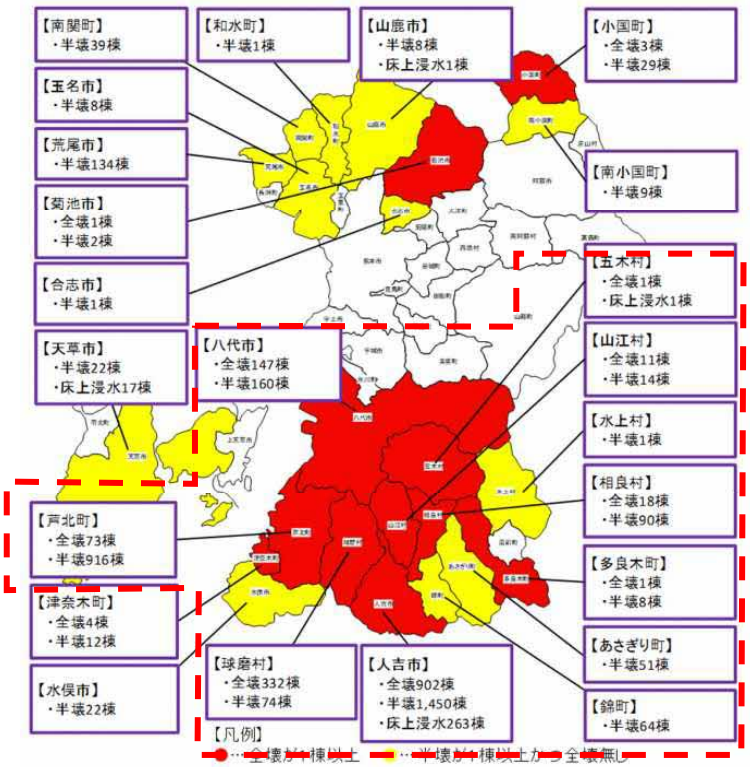

【市町村別計】　R3.9.30現在

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
熊本市	0	0	0	6	1
熊本管内	0	0	0	6	1
宇城市	0	0	0	48	1
宇城管内	0	0	0	48	1
荒尾市	0	134	0	0	153
玉名市	0	8	0	0	18
南関町	0	39	0	0	8
長洲町	0	0	0	2	0
和水町	0	1	0	15	27
玉名管内	0	182	0	17	206
山鹿市	0	8	1	7	20
鹿本管内	0	8	1	7	20
菊池市	1	2	0	0	3
合志市	0	1	0	0	0
菊池管内	1	3	0	0	3
南小国町	0	9	0	0	29
小国町	3	29	0	40	20
産山村	0	0	0	1	1
西原村	0	0	0	0	1
南阿蘇村	0	0	0	2	0
阿蘇管内	3	38	0	43	51
甲佐町	0	0	0	5	0
山都町	0	0	0	0	1
上益城管内	0	0	0	5	1
八代市	147	160	0	0	102
八代管内	147	160	0	0	102
水俣市	0	22	0	0	91
芦北町	73	916	0	0	578
津奈木町	4	12	0	0	89
芦北管内	77	950	0	0	758
人吉市	902	1,450	263	151	304
錦町	0	64	0	0	75
多良木町	1	8	0	50	15
湯前町	0	0	0	1	41
水上村	0	1	0	6	4
相良村	18	90	0	0	76
五木村	1	0	1	5	0
山江村	11	14	0	0	20
球磨村	332	74	0	0	51
あさぎり町	0	51	0	7	91
球磨管内	1,265	1,752	264	220	677
天草市	0	22	17	75	269
天草管内	0	22	17	75	269
計(32市町村)	1,493	3,115	282	421	2,089

（出典；令和３年９月　熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

令和２年７月豪雨の概要

■被害額

（令和3年3月30日時点）

項目	被害額	備考
建築物(住宅関係)	1,554 億 2,718 万円	住家、家財
水道施設	3億 212 万円	送排水施設、取水施設、浄水施設
医療・福祉関係施設	68 億 3,173 万円	医療施設、社会福祉施設等
公共土木施設	1,512 億 9,967 万円	道路、橋梁、河川、海岸、港湾、下水道等(国直轄分は含まない)
文教施設(文化財除く)	33 億 8,649 万円	学校、社会教育施設等
その他の公共施設等	21 億 6,379 万円	県有施設、市町村庁舎、公営住宅、自然公園施設等
公共交通関係	56 億 2,683 万円	鉄道(JR 九州は調査中)、路線バス等
農林水産関係	1,019 億 4,478 万円	農地・農業用施設、山地崩壊、農林水産物等
商工・観光関係	699 億 6,900 万円	建物・設備等
文化財	18 億 4,000 万円	国指定、県指定、市町村指定及び国登録文化財
廃棄物処理	234 億 4,802 万円	し尿処理施設、災害廃棄物処理費用
計	5,222 億 3,960 万円	

※被害状況・被害額は現時点で判明しているものであり、 調査の進捗等により、変動する可能性もあります。

（出典;令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■各地の被害状況

7月4日午前11時48分頃撮影 （写真提供：熊本日日新聞社）

7月10日午前8時30分頃撮影（写真提供：熊本日日新聞社）

過去に宅地かさ上げした家屋が4m程度浸水
出典：国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ＨＰ

7月4日午前10時8分頃撮影 （県防災消防ヘリコプター「ひばり」にて撮影）

（出典;令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■被害状況（公共土木施設＜道路・橋梁＞）

（出典；令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■被害状況（鉄道関係）

（出典；令和３年９月 熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

令和２年７月豪雨の概要

■被害状況（農林水産業関係）

（出典：令和３年９月　熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

■被害状況（商業・観光施設関係）

（出典：令和３年９月　熊本県「令和２年７月豪雨災害の概要」）

全地域共通

1　「球磨川水系流域治水プロジェクト」の強力な推進

【農林水産省、国土交通省】

要望事項

1　令和2年7月豪雨からの早急な地域社会の復興に向けて、地域住民が将来に向かって安全・安心に暮らせるよう、河川法に基づく河川整備計画を早期に策定され、「球磨川水系流域治水プロジェクト」を強力に推進するとともに、国土強靭化に向け、気候変動を踏まえた更なる対策を推進していただきたい。

2　被災した球磨川の護岸や堤防の早期復旧ならびに堆積土砂等の撤去を行い、河川機能の早期回復を図っていただきたい。

3　人吉・球磨地域における遊水地整備をスムーズに進めるためにも、令和２年７月豪雨により被災した農地・農業用施設・機械等の復旧に対する交付金等の返還等が生じることがないよう特段のご配慮をお願いしたい。

■現状・課題等

○　令和２年７月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国・県・流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和３年３月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。

○　令和２年７月豪雨では、戦後最大の洪水により甚大な被害が発生した。また、人吉・球磨盆地は急峻な山々に囲まれたすり鉢状の地形となっており、複数の急流支川が流れ込み、さらに盆地の下流側が山間狭窄部となり、豪雨時には水位が上昇しやすいという流域の特徴を持っている。

これらを踏まえ、流域治水プロジェクトにおいて、国、県、市町村等が連携し、河道掘削、堤防整備（堤防補強・引堤）、輪中堤・宅地かさ上げ、遊水地、新たな流水型ダム、市房ダム再開発等の取組みを集中的に実施することにより、令和２年７月洪水と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止（人吉市の区間等）、家屋の浸水防止（中流部）など、流域における浸水被害の軽減を図り、まちづくりと連携した治水対策を推進することとしている。

○　堆積土砂については、出水期までに予定していた撤去が令和３年５月末までに完了し、被災した護岸等の河川管理施設については、緊急性の高い施設の本復旧が概ね完了するなど、早期の復旧にご尽力いただいている。

○　球磨川本川と県管理等河川の合流部（福川、頭無川、出水川等）については、これまでも度々内水氾濫が発生していることから、耐水性を確保した排水機場の整備に関する意見が地域住民から強く出ているところ。

○　特に、球磨川水系流域治水プロジェクトで氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策として示されている遊水地整備については、居住環境や営農、地域コミュニティに多大な影響を与えることになるので、関係住民への丁寧な説明に努めるとともに、自治体が策定する復興まちづくり計画と連携しながら進めていく必要がある。

一方、既に交付金等を活用し農地の復旧が進められている地区もあり、遊水地の整備によって、当該地区が用地買収等の対象となった場合、交付金等の返還等が生じる懸念がある。

■要望内容

① 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。

② 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の実施に必要な法手続（河川整備基本方針の変更、河川整備計画の策定）を着実に実施していただきたい。

③ 河川内の堆積土砂撤去や護岸工復旧工事については、河川機能の早期回復、球磨川くだり等の再開に向け、引き続き敏速な対応をお願いしたい。また、土砂撤去、河道掘削にあたっては、魚類等の生息環境や景観、水辺空間の利活用等に配慮した上で最大限実施していただきたい。

④ 球磨川と支川の合流部における内水被害軽減の対策をお願いしたい。

⑤ 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューの一つである遊水地整備が具体化することに伴って農地・農業用施設・機械等の復旧等に活用した交付金等の返還が生じた場合、農家負担が発生しないよう対策を講じていただきたい。【農林水産省】

全地域共通

2　災害に強いまちづくり、被災地域の復旧・復興のためのインフラ整備

【国土交通省】

要望事項

1　被災した地域の早期の復旧・復興に向け、国の権限代行による球磨川に架かる橋梁10橋並びに球磨川両岸の国道・県道・市町道約100kmの道路災害復旧事業並びに球磨川中流域９支川の河川災害復旧事業を、道路のかさ上げを含む強靭で災害に強い構造で実施するとともに、輪中堤・宅地かさ上げの完成に合わせて完了していただきたい。

なお、実施にあたっては、球磨川水系流域治水プロジェクトに基づく輪中堤・宅地かさ上げ・高台移転・遊水地計画など、住民が安心して暮らせるまちづくりを早急に進める必要があることから、まちづくりと連携した整備をお願いしたい。

また、道路の復旧にあたっては、令和２年７月豪雨で孤立した集落の再度の孤立を防ぐためにも、地域住民の避難路、生活用道路及び緊急輸送用道路などそれぞれの役割を果たすよう、原形復旧にとどまらず、従前の機能・安全性を増加させ、自然、歴史、観光などの魅力向上も念頭に置いた河川の氾濫でも被災しない道路や護岸等の強靭化対策を施した復旧を早期に実施していただきたい。

2　国の権限代行で実施いただいている橋梁10橋については、自然、歴史、観光との調和を念頭に置いて、本復旧に早期着手いただきたい。

3　災害時の現場対応、TEC-FORCE 派遣、直轄権限代行等や自治体支援において重要な役割を担う国（地方整備局等）の役割は地域にとって益々重要であるため、人員体制の充実・強化をお願いしたい。

4　様々な自然災害に備えるための、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」による整備を図るため、また、ポストコロナ社会の持続的な経済成長を実現するため、道路整備に必要な予算を、通常予算とは別枠で計上していただきたい。さらに、着実に国土強靭化を推進するための予算を継続的に確保していただきたい。

■現状・課題等

○　令和２年７月豪雨では、球磨川に沿う国道219号、県道人吉水俣線等の道路決壊や、球磨川を渡河する橋梁10橋の流出による道路交通遮断及び中流域の９支川の河道の閉塞や河岸の損壊など、甚大かつ広範囲な被害が発生。現在、被災地域の早期の復旧・復興に向けて、国の権限代行により災害復旧事業を進めていただいている。

○　令和２年７月豪雨により被災した西瀬橋、相良橋、鎌瀬橋、坂本橋については、いち早い仮設橋の設置により通行が可能となっているが、大雨等の影響により球磨川が増水し氾濫危険水位以上時には、通行止めとなり、地域住民の生活に影響を及ぼす場合がある。また、天狗橋については、未だに被災を受けた当時のままの状態であり、地域住民の生活道路の一部として、早急な復旧を望まれており、現在は、国の権限代行事業により、早期復旧に向け、進めていただいている。

○　被災した球磨川流域市町村においては、公共土木施設の復旧工事を進めつつ、地域住民と協働・連携のうえ、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性をまとめながら早期の復旧・復興に向けて鋭意取り組んでいる。

○　特に、球磨川水系流域治水プロジェクトで氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策として示されている遊水地整備については、居住環境や営農、地域コミュニティに多大な影響を与えることになるので、関係住民への丁寧な説明に努めるとともに市町村の復興まちづくりと連携しながら進めていく必要がある。

○　球磨川中流域（八代市・芦北町・球磨村）においては、令和２年７月豪雨災害で孤立集落が 124 地区（八代市 25 地区、芦北町 21 地区、球磨村 78 地区）発生。孤立期間は、最長で発災から 39 日間に及び、災害からの復旧に際しても、孤立集落へのアクセスが出来ず、大きな課題となった。

　また、中流域における球磨川沿川は、山間地と球磨川との狭小地に地区が形成されており、地形的特性から、球磨川と並行する国道 219 号の対岸には、幅員が狭い県道や市町道しかない状況。これらは、地域住民の生活道路であり避難道路ともなる生活インフラであるが、昭和期から冠水常襲路線であり、豪雨時は孤立するか一時通行止めを余儀なくされており、それらへの対策（JR アンダーパスの解消等）が急務。

○　令和２年７月豪雨では、国土交通省の職員を TEC-FORCE やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）として派遣いただき、災害対応において有意義な意見を賜った。さらに令和３年４月には「八代復興事務所」を開設いただき、被災地域の災害復旧・復興を支えていただいている。

○　自治体においては、組織体制の整備や任期付職員の採用等により人員体制の強化を図っているところであるが、必要とする人員の確保に苦慮しており、復旧・復興への対応に限界が生じている。また、今後発生し得る大規模災害等に備えるための国土強靭化を図ることも重要と認識。

＜権限代行で復旧中の橋梁＞

出典：国土交通省九州地方整備局八代復興事務所 HP

＜権限代行で復旧中の球磨川支川＞

出典：国土交通省九州地方整備局八代復興事務所 HP

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
1　国の権限代行事業（災害復旧事業）	原形復旧	① 輪中堤・宅地かさ上げの完了に合わせて早期完了 ② まちづくりと連携した道路の嵩上げ ③ 長期の孤立を防ぐための災害に強い構造の道路として早期復旧 ④ 車道の拡幅など地域の意見を反映させつつ、関係市町村の復旧・復興計画等を念頭においた原形復旧にとどまらない復旧
2　国の権限代行事業（被災 10 橋梁）	原形復旧	球磨川水系流域治水プロジェクトや遊水地計画、自然と歴史、観光などの魅力向上も念頭に置き、地域住民の安全安心を確保するとともに、原型復旧にとどまらず、長寿命化計画を見据えた災害に強い構造での復旧 橋梁の車道拡幅や歩道設置など地域の意見を反映させつつ、関係市町村の復旧・復興計画等を念頭においた原形復旧にとどまらない復旧
3　国（地方整備局等）の人員体制	―	人員体制の充実・強化
4　防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策	―	①継続的な予算の確保 ②計画的な国土強靭化の推進

■要望の詳細・補足

○国の権限代行事業について、輪中堤・宅地かさ上げのスケジュール（流域治水プロジェクトの第一段階）に合わせて、早期復旧完了をお願いしたい。

○輪中堤・宅地かさ上げ地区における道路については、かさ上げ高をまちづくりと連携した高さ（対策後水位（計画高水位＋余裕高相当））を目標に復旧をお願いしたい。

○国道 219 号は、「命の道」であることから、かさ上げ高については、計画高水位以上を目標とし、早期復旧をお願いしたい。また、対岸道路（県道中津道八代線等）については、被災に伴う長期の孤立を防ぐため、災害に強い構造での復旧をお願いするとともに、地域住民の安全・安心を確保するためにも、車両通行が可能となる避難路等として利用できるよう配慮をお願いしたい。

○災害復旧事業の実施にあたっては、被災市町村の復旧・復興を念頭に、地域の魅力向上に資する早期復旧をお願いしたい。

○被災した 10 橋梁は球磨川両岸地域を結びコミュニティの形成と生活基盤を支える必要不可欠で重要な橋である。特に、天狗橋においてはアニメ「夏目友人帳」の作中でも描写され、代表的な観光スポットとなっており、聖地巡礼地としてアニメファンからの根強い人気を誇り、有力な観光資源として誘客、周遊促進に大きな効果をもたらしている。

○橋梁の復旧に当たっては、原型復旧にとどまることなく、復旧前の機能以上の安全性、利便性を確保し、被災前の形状を重視しながら、自然、歴史、観光との調和を図り、被災地域の代表的な復興のシンボルとなるよう、早期復旧を実現していただきたい。

○今後起こりうる災害に備え、国土交通省による TEC-FORCE やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の迅速な派遣や、八代復興事務所のような組織のいち早い設置を可能とする体制の整備に向けて、地方整備局等の人員確保及び強化をお願いしたい。

3　被災地域の安全・安心なまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

令和２年７月豪雨で激甚な災害が発生した球磨川流域市町村では、本年３月に公表された球磨川水系流域治水プロジェクトや、熊本県復旧・復興プラン及び各流域市町村の復興計画等に沿って、被災された方々の生活再建を第一の目標として、浸水被害を受けた地域の新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みを進めている。

しかし、流域治水プロジェクトが目指す、今次洪水と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止（人吉市～球磨村渡地区の区間）、家屋の浸水防止（中流部）など、流域における浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれており、このままでは超高齢化、人口減少が進む被災地域の衰退が更に加速する恐れがある。

このため、被災地域における安全・安心な復興まちづくりや集落再生に向け、今次洪水を踏まえたかさ上げなどの新たな宅地の整備や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備に躊躇なく取り組むことができるよう、特別かつ強力な財政措置、制度の拡充を講じていただきたい。

■現状・課題等

全地域

○球磨川流域の市町村においては、令和２年７月豪雨からの復興に向け、住民が安全・安心して住み続けられる地域の復興を目指し、市町村ごとに「復興計画」を策定。この復興計画は国や県、流域市町村と一体となって治水対策に取り組む「球磨川水系流域治水プロジェクト」と連携しながら、高台等で安全に住み続けられる宅地の整備や災害公営住宅の整備、避難地や避難路整備などの防災対策の強化に取り組むこととしている。

八代･芦北地域

○流域治水プロジェクトに掲げる治水対策実施後の水位を目標とする輪中堤・宅地かさ上げについては、国・県の河川事業と自治体のまちづくり事業（国の宅地上げ安全確保事業を活用）が連携し、着実な治水対策の実施が求められている。

○一方で、自治体が行うまちづくり事業（国の宅地嵩上げ安全確保事業を活用）によるかさ上げにおいては、仮住居補償金や立竹木補償など残存物件に係る費用については、宅地嵩上げ安全確保事業での補償の対象外となっており、仮に補償する場合は、自治体の負担となっている。

○流域治水プロジェクトによる国・県と自治体が連携して行う治水対策に加え、特に八代市坂本支所周辺のまちづくりについては、R２．７被災水位等までかさ上げを行うことでより安全度が高まり、生活環境の再生と地域住民の不安解消が図られるが、対策後水位を超えるかさ上げについては、自治体が負担する現状となっている。

○また、被災した坂本町は八代市の中でも高齢化率が最も高い地域であることから、加速する少子高齢化を防ぐためにも、創造的復興のシンボルとなる従来の生活サービス拠点であった坂本支所等を中心としたまちづくりは急務であるが、支所等の整備については、自治体の負担となっている。

○さらに、芦北町におけるかさ上げ対象地域は、高齢化率が高い地域であることから、加速する少子高齢化を防ぐためにも、早急な生活基盤の整備を行う必要がある。

人吉地域

○球磨川上流部の人吉市では、緊急かつ健全な市街地の再生に向けて、中心市街地及び国宝青井阿蘇神社周辺の一部地域を対象に、被災市街地復興土地区画整理事業を検討しており、今後の更なる事業の円滑な推進のため、必要な土地の先行取得を進めることとしているが、連鎖的に移転が必要な対象物に対する移転補償費の財源確保が課題である。

球磨地域

○治水対策が実施完了するまでには相当の期間を要することが見込まれており、住民間ではこの期間での更なる浸水被害の発生や、治水対策実施後であっても今次洪水の規模を超える洪水の発生について不安の声が上がっている。

○輪中堤・宅地かさ上げにおいては、生活再建を考える上で、住みやすさや利便性は必要不可欠であり、まちづくりと連携したかさ上げに加え、集落内の国道、県道のかさ上げも一体的に実施することが求められている。特に、宅地かさ上げ事業の実施箇所となっている神瀬木屋角地区周辺においては、住民からの意向が強く示されている。

○村では住民との意見交換を進めながら、球磨村復興計画で定めた取組をより具体化する「復興まちづくり計画」を今年度中に策定した上で、来年度から国庫補助事業を活用した復興まちづくり事業を開始する予定である。

■現行制度及び要望内容

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>現行制度</th><th>要望内容</th><th>要望地域</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">1　輪中堤・宅地かさ上げ</td><td rowspan="3">―</td><td>自治体のまちづくり事業と連携し、治水対策後の水位を目標とする球磨川水系流域治水プロジェクトによる着実な実施</td><td>八代・芦北地域
球磨地域</td></tr>
<tr><td>住民の意向に寄り添い、生活環境・利便性を考慮し、地域を一体とした面的なかさ上げの実施</td><td>球磨地域</td></tr>
<tr><td>宅地かさ上げにおける国・県道については、宅地と一体となったかさ上げの実施</td><td>球磨地域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">2　単独で実施する宅地かさ上げ事業への財政支援等</td><td>現行制度なし</td><td>市町村が単独で治水対策後水位を超える高さ（R２．７被災水位等）のかさ上げを実施する場合における特別交付税措置【総務省】</td><td>八代・芦北地域
球磨地域</td></tr>
<tr><td>―</td><td>河道掘削土の活用</td><td>八代・芦北地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　宅地耐震化推進事業（宅地嵩上げ安全確保事業）</td><td>土地のかさ上げ（※1）</td><td>治水対策後の水位まで（地方の実質負担2.5%）</td><td>R２．７被災水位等（治水対策後の水位を超える高さ）まで</td><td>八代・芦北地域</td></tr>
<tr><td>残存物件に係る支援</td><td>建物・工作物のみが対象</td><td>支援対象の拡充</td><td>八代・芦北地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　被災市街地復興土地区画整理事業</td><td>・移転補償費の補助対象が整備する公共施設用地上の建築物
・国庫補助 1/2 及び地方財政措置</td><td>・熊本地震の際に認められた、連鎖的に移転が必要となる建築物の移転補償費の交付対象化
・地方負担の軽減のため、地方財政措置の充実【総務省】</td><td>人吉地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　緊急防災空地整備事業</td><td>令和２年７月豪雨災害の被災地は、事業に必要な地区要件を満たしていない</td><td>熊本地震の際に認められた緩和と同様の地区要件の緩和</td><td>人吉地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　都市防災総合推進事業</td><td>国庫補助1/2及び地方財政措置</td><td rowspan="2">地方負担の軽減（国庫補助率のかさ上げや地方財政措置の充実など）【総務省】</td><td>全地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">7　小規模住宅地区改良事業</td><td>国庫補助1/2及び地方財政措置</td><td>球磨地域</td></tr>
</table>

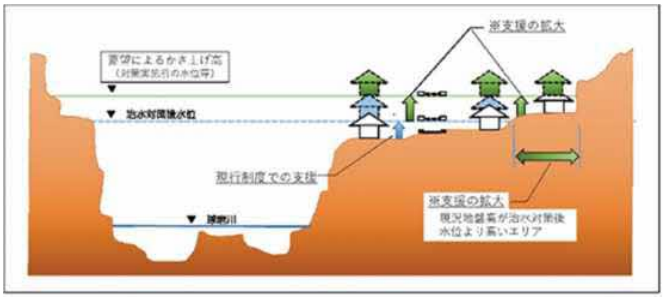

（※1）土地のかさ上げ

■要望の詳細

八代･芦北地域、球磨地域

○被災された地域住民の方々が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け、球磨川水系流域治水プロジェクトによる輪中堤・宅地かさ上げについては、早急かつ着実に実施していただくようお願いしたい。

市町村名	対象地区	箇所数
八代市（坂本町）	3 地区	25 箇所
芦北町	1 地区	10 箇所
球磨村	2 地区	16 箇所
（全体）	6 地区	51 箇所

八代･芦北地域

○球磨川水系流域治水プロジェクトにおける自治体のまちづくりと連携したかさ上げの実施にあたっては、自治体のまちづくり事業（国の宅地嵩上げ安全確保事業を活用）として実施する「R２．７被災水位までのかさ上げ」に対する財政支援の拡充をお願いするもの。

○被災した公共施設（道路、河川堤防）などのハード面については公共土木施設災害復旧事業、ソフト面については都市防災総合推進事業を活用した復興まちづくり計画策定など国の補助事業が適用できるものの、宅地かさ上げ実施後の八代市坂本支所や坂本コミュニティセンターの建物の再建に係る費用については、活用可能な国の補助事業がないことから、自治体の負担を軽減させるための地方財政措置の創設や、河道掘削土の有効活用について支援をお願いするもの。

人吉地域

○人吉市では、中心市街地や国宝青井阿蘇神社周辺の未来型復興を目指して、令和３年７月２１日付で「被災市街地復興推進地域」を指定し、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業等の実施を検討している。これらの事業を円滑に進めるために必要な土地の先行取得やそれに伴う移転補償費並びに避難地・避難路等の整備に対する支援をお願いしたい。

被災市街地復興推進地域	対象面積
中心市街地（九日町・紺屋町の各一部）	7.3ha
青井地区（上青井町・下青井町・宝来町の各一部）	13.7ha
（全体）	21.0ha

球磨地域

○住み慣れた地域に戻り安心して暮らせるまちづくりを進めるため、『治水対策実施後の水位』までの輪中堤・宅地かさ上げの実施を目指しているが、その実施に当たっては、住民の意向に寄り添い、生活環境・利便性を考慮し、地域を一体とした面的なかさ上げの実施についてもお願いしたい。なお、宅地のかさ上げを実施する際には、国道、県道についても宅地と一体となった同程度のかさ上げを行っていただきたい。

○今後再び浸水被害が発生することを不安視する住民に寄り添い安全・安心な宅地の整備を推進するため、村が単独で治水対策後水位を超える宅地かさ上げ事業を実施する際の特別交付税措置等の格別な財政支援をお願いしたい。

○狭隘な地形の球磨村においては住宅の建設適地が乏しく、新たな宅地や避難路・避難施設、生活インフラの整備等には多額の費用負担が見込まれるため、復興に向けて躊躇無く事業を実施できるよう、国庫補助率の嵩上げ等、特別な財政措置を講じていただきたい。

全地域共通

4　被災者に寄りそう住まいの再建

【内閣府】

要望事項

被害の程度や治水対策等の公共工事の進捗により被災者の住まいの再建時期には違いが生じることから、仮設住宅の提供期間を柔軟に延長するなど、特段の配慮をお願いしたい。

■現状・課題等

球磨地域

○令和２年７月豪雨により半壊以上のり災証明交付を受けた世帯数は 457 件と村内全体世帯数の 31.3%を占め、令和３年９月末時点で 302 世帯、851 人が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。

○一方、令和２年７月豪雨からの復興に向け、村では住民が安全・安心して住み続けられる村の復興を目指し、本年３月に「球磨村復興計画」を策定した。この復興計画は国や県、流域市町村と一体となって治水対策に取り組む「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携しながら、高台等で安全に住み続けられる宅地の整備や災害公営住宅の整備、被災した学校施設や福祉施設の復旧に取り組むこととしている。

○住民の生活の場を急ぎ確保するため、災害公営住宅の建設を令和５年度中の完成を目指し進めているところであるが、「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」により実施される治水事業は本村を東西に流れる球磨川沿いの広範囲で実施される予定で、事業の完了には概ね 10 年を越える期間が必要とされ、生活の再建には長期の期間が必要となっている。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
応急仮設住宅の供与期間の延長	災害救助法等により、供与期間の上限は２年とされている。	・やむを得ず再建が遅れる被災者につき、供与期間を延長 ・供与期間延長に伴う費用（賃貸料、リース料、維持管理費等）の確保

■要望の詳細

住まいの再建を予定している世帯のうち、災害公営住宅の建設が未整備の状況にあることや、治水対策事業等の公共工事の影響により自宅再建が進まない状況にあること、また、球磨村では民間賃貸住宅の供給がないこと等、やむを得ない理由により応急仮設住宅を退去できない世帯については、令和４年７月から到来する供与期間の満了後も応急仮設住宅を存続せざるを得ない状況である。これらの世帯について、供与期間の延長とそれに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

全地域共通

5　被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

要望事項

1　被災者生活再建支援制度について、中規模半壊世帯の支給額を増額していただきたい。
2　半壊世帯や床上浸水世帯についても支給対象としていただきたい。
3　長期避難認定世帯に対し、避難期間中及び認定解除後に、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金加算支援金「補修」の支給対象となるよう制度の拡充を図っていただきたい。
　加えて、災害復旧工事の完了まで帰宅できず、避難の長期化も見込まれるため、申請期限の延長について特段のご配慮をお願いしたい。

■現状・課題等

令和２年７月豪雨の被災者のうち、再建方法を「補修」とした世帯について、被災者生活再建支援金及び応急修理の申請データから罹災区分ごとの補修費平均を集計し、被災者生活再建支援金と応急修理に対する支援額に照らして自己負担率を算出したところ、中規模半壊の自己負担率が最も高い結果であった。

【罹災区分ごとの補修費の自己負担比率（R3.7.9時点）】

○全壊～準半壊世帯の再建費一覧　　7/9現在 熊本県把握分

区分		生活再建支援金			応急修理	
		全壊（50%～）	大規模半壊（40%～49%）	中規模半壊（30%～39%）	半壊（20%～29%）	準半壊（10%～19%）
		市町村平均額	市町村平均額	市町村平均額	市町村平均額	市町村平均額
補修費平均(A)		6,083,702円	3,801,652円	3,371,965円	1,428,466円	738,338円
集計件数		299件	278件	295件	1,111件	173件
支援金等	①基礎支援金	1,000,000円	500,000円	—	—	—
	②加算支援金	1,000,000円	1,000,000円	500,000円	—	—
	③応急修理制度	595,000円	595,000円	595,000円	595,000円	300,000円
	計(B)	2,595,000円	2,095,000円	1,095,000円	595,000円	300,000円
自己負担額(C=A-B)		3,488,702円	1,706,652円	2,276,965円	833,466円	438,338円
自己負担率(C/A)		57.3%	44.9%	67.5%	58.3%	59.4%

芦北町における長期避難の状況（当初認定）

●長期避難認定世帯数（８地区、３８世帯、９７人）

●被災区分

全　壊　：９世帯　　大規模半壊：３世帯

半　壊　：８世帯　　準半壊　　：１世帯

一部損壊：１０世帯　　被害なし　：７世帯

●地域住民の意向

自宅に戻りたい世帯：１３世帯３３人（全体の３４％）

○　長期避難世帯は、被災者生活再建支援金加算支援金の「補修」は支給対象とならないが、現状として、家に長期間帰宅できず、家屋にカビの発生や損傷がみられ、補修は必須のものと思われる。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
1　中規模半壊世帯への支給額	加算支援金のみの支給(補修の場合50万円)	支給額の増額
2　支援金の対象	対象外 （半壊世帯以下）	・半壊世帯の支援金の支給対象化 ・準半壊及び一部損壊世帯のうち、床上浸水世帯の支援金の支給対象化
3　長期避難世帯への支援（加算支援金）	「補修」は対象外	「補修」の支給対象化
	―	申請期限の延長

■要望の詳細

○　中規模半壊世帯について、現状は加算支援金のみの支給であり、かつ、支給額も全壊・大規模半壊世帯の半額であるため、補修費に対する自己負担率が特に大きい状況となっている。中規模半壊世帯の円滑な住まいの再建が行えるよう、中規模半壊世帯への支給額を増額していただきたい。

○　また、従前の半壊世帯のうち、中規模半壊と判定されたのは約21%であり、多数の半壊世帯が相当の自己負担を余儀なくされている。自己負担率からも、全壊及び大規模半壊に比べ高い水準にあることから、半壊世帯についても支援金の支給対象としていただきたい。

さらに、令和２年７月豪雨では浸水が床上まで及んだ場合でも、住家の構造が非木造であったため半壊未満と判定され、公的支援の対象とならない（または少額の支援となる）準半壊世帯や一部損壊世帯も多いが、これらの世帯も電化製品等の家財が被害を受けるなど、生活再建のための負担がより大きくなっている。そのため、準半壊及び一部損壊世帯のうち、床上浸水世帯についても支援金の支給対象としていただきたい。

○　芦北町においては、現状、長期避難世帯については、家は無被害で長期避難認定解除後は家に帰れるとの判断から、加算支援金の「補修」は支給対象外の状況である。

しかし、長期避難世帯については、災害復旧工事の完了までの間、やむを得ない避難を続けている状況であり、この間、家屋の管理ができず、カビの発生や損傷が進み、修理が必須となっている。

このことから、長期避難世帯における避難中及び長期避難解除後の自宅補修について、加算支援金「補修」の支給対象としていただきたい。

また、災害復旧工事の進捗状況の影響により、避難の長期化も見込まれるため、加算支援金の申請期限の延長についてもお願いしたい。

6　災害ボランティアセンター等の運営等に対する特別な支援

【内閣府、財務省、国税庁】

要望事項

1　災害ボランティアセンターの設置・運営・資器材等に係る経費を災害救助費の対象としていただきたい。

2　令和2年7月豪雨により被災した住まいの応急復旧のための障害物の除去等を行う人吉市の災害ボランティアの活動については、7月10日より、市社会福祉協議会を拠点に活動してきており、今もなお、災害復興・復旧に向けてボランティア活動を行っている。

　また、令和2年10月30日からは、被災者の支援活動についても市社会福祉協議会において「人吉市地域支え合いセンター」を開設し、被災者支援活動を行っている。

　今般、非課税事業には該当しないとの税務署からの指摘により、これらの市社会福祉協議会への委託事業についても、消費税の課税対象になっているが、災害救助法が適用されるほどの甚大な被害を受けたことに伴う委託事業における消費税課税の取扱いについて、課税対象から免除いただけるよう御配慮をお願いしたい。

■現状・課題等

八代・芦北地域

○八代市及び芦北・津奈木災害ボランティアセンターにおけるボランティア受入れ状況等

	ボランティア受入数（延べ）	被災者ニーズ件数	左記のうちニーズ完了件数
八代市災害ボランティアセンター	約 8,800 人	375 件	375 件
芦北・津奈木災害ボランティアセンター	約 7,100 人	540 件	540 件

○八代市坂本地区においては、被災地に通じる国・県道路が崩落したため、ボランティアが直接現地へ向かうのは危険で、また当該地区は山間部で道も狭いことから、レンタカー（ワゴン車）を借上げて、ボランティアの送迎を行った。

○災害ボランティアセンターの運営費には合計 44,079,038 円かかり、そのうち、ボランティアの送迎に係るレンタカーの借上げ料や事務所の設置費に 6,685,003 円を支出している。

○災害ボランティアセンターの運営費の財源として、寄付金収入や災害救助費、県社協補助金等、37,625,936 円の収入があったが、不足する 6,453,102 円を八代市が補助金として赤字補填を行った。

人吉地域

○人吉市社会福祉協議会が令和元年度から課税売上高が 1,000 万円を超えたため、その２年後である令和３年度から、消費税課税が生じることとなった。

※令和３年度については、簡易課税（5%）の支払いとなり、令和４年度からは一般課税（10%）の支払いとなる。

○令和２年７月豪雨に伴い、国・県からの委託事業として、災害後、応援職員（他町村）の旅費や時間外勤務手当、市社協職員の時間外勤務手当で 1,300 万円ほどになった。

○非課税扱いは、介護保険事業と社会福祉事業第１種・２種に該当する分のみ。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容	要望地域
1 災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る経費	設置･運営等に係る経費は災害救助費の対象外	災害救助費の対象拡充 【内閣府】	八代･芦北地域
2 災害復興ボランティアセンター及び地域支え合いセンター委託事業に係る消費税課税免除について	消費税課税対象	消費税課税免除 【財務省、国税庁】	人吉地域

■要望の詳細

八代･芦北地域

○令和２年８月２８日付け内閣府事務連絡により、災害ボランティアセンターに係る人件費や旅費の一部が災害救助費の対象とされたが、災害ボランティアセンターの拠点設置経費やボランティアを送迎する車両の借上費、什器・消耗品等は対象外とされている。

○円滑なボランティア活動の実施のためにも、災害ボランティアセンターに係る経費全般を災害救助費の対象としていただきたい。

人吉地域

○現行制度は、災害復興ボランティアセンター及び地域支え合いセンター委託事業について課税対象となるが、災害により甚大な被害を受けたことに伴う委託事業における消費税課税の取扱いについて、課税対象から免除いただけるよう配慮をお願いしたい。

7　鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

1　甚大な被害を受けた JR 肥薩線及びくま川鉄道については、地域住民の生活交通であるとともに、地域を結ぶ経済・観光面においても重要な路線であるため、早期の全線復旧が実現するよう復旧に対する支援及び必要な予算額の確保をお願いしたい。

2　鉄道軌道整備法に基づく災害復旧補助においては、地方負担が前提とされ財政負担が極めて大きいことから、国庫補助の更なる充実や、地方負担分への地方債の特例の適用など財政支援の拡充をお願いしたい。

3　くま川鉄道不通区間の代替輸送に関し、鉄道事業者の負担の最小化を図るため、代替バス運行経費等に対して財政的支援の継続・拡充をお願いしたい。

■現状・課題等

○被害の状況

【JR 肥薩線】

・被災件数　450 件

・鎌瀬駅～瀬戸石駅間　球磨川第一橋梁（L=205m）流出

・那良口駅～渡駅間　　第二球磨川橋梁（L=179m）流出

・鎌瀬駅～渡駅間で数多くの土砂流入・道床流出等が発生

【くま川鉄道】

・被災件数　55 件

・人吉温泉駅（土砂流入、線路冠水、車両浸水）

・球磨川第四橋梁（L=322m）流失（川村駅～肥後西村駅間）

・川村駅（土砂流入、道床流出）複数箇所で土砂流入

〔代替輸送の実施状況（くま川鉄道）〕

*上下各 6～7 本（平日）、大型バス 10 台・小型バス 3 台運行。

*令和 2 年 7 月 20 日運行開始（当面の間）

*沿線 4 校 約 850 名の生徒が利用

▲土石流等の被害（JR 肥薩線　行徳川橋梁）

出典：国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP

▲土石流等の被害（JR 肥薩線　吉尾地区）

出典：国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP

■要望内容

項目		現行制度	要望内容
1	被災した鉄道の復旧に対する支援	―	復旧に向けた技術的支援及び財政的支援
2	鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置 50%	地方債の適用などの財政支援拡充 【総務省】
3	代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道路線代替輸送事業」(1/3 補助) R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業(ﾌｨｰﾀﾞｰ系統補助)	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

■要望の詳細

1　ＪＲ肥薩線は、ＪＲ九州が復旧方針等について検討を行っているが、復旧費用は 100 億円を超えるという、ＪＲ九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれることから、国を挙げた全面的な支援が必要である。

くま川鉄道については、鉄道としての復旧を目指すことを決定し、令和 2 年 12 月に「くま川鉄道再生協議会」を設立。令和 3 年 3 月の第 2 回協議会において、上下分離方式の決定や復旧費用の負担割合を協議し、令和 3 年 11 月頃の部分運行再開も決定された。今後本格的な復旧工事に着手する橋梁の復旧には多額の費用が見込まれることから、復旧に向けての技術的支援及び財政的支援が必要である。

2　ＪＲ九州への災害復旧費補助については、地方負担が前提とされており、地方財政法第５条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が 50%であり、財政負担が極めて大きいため、地方負担分への地方債の適用など特段の措置を講じていただきたい。

3　令和 2 年 7 月 4 日～令和 3 年 1 月 3 日（6 か月）の期間においては、「被災地域鉄道路線代替輸送事業」（0.5 億円）での支援を受けたが、令和 3 年 1 月からは「地域公共交通確保維持改善事業」（支援額未定）での対応となっている。

くま川鉄道の復旧は複数年見込まれることから、今後も代替バス運行に必要な多額の費用が継続して必要となる。令和３年度における「地域公共交通確保維持改善事業」においては、令和２年７月豪雨による国庫補助上限額の引き上げ措置がなされたが、代替バス運行事業の継続性に鑑み、必要な運行経費に対する十分な財政的支援を継続してお願いしたい。

全地域共通

8　復興係数及び復興歩掛

【国土交通省】

要望事項

今後、災害復旧・復興工事が多くなる中で、工事を計画的かつ確実に実施するため、適切な工事価格となるよう、人員・機械・資材等の調達環境の変化に応じた特段の支援と、復興係数及び復興歩掛の更なる継続をお願いしたい。

■現状・課題等

○今後、災害復旧・復興工事が多くなり、通行規制や工事の集中化により人員・機械・資材等の調達環境も厳しさを増す中、地域の実情に応じた適正な工事価格の設定を確保したい。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
共通仮設費の取り扱い	1.1倍補正	1.4倍に嵩上げ
復興係数・復興歩掛の期間	令和3年度末まで	令和4年度以降も継続

■要望の詳細

○熊本地震の際に、阿蘇、上益城地域の共通仮設費が１．４倍嵩上げされた前例もあることから、県南地域も同様の嵩上げをお願いしたい。

○現行制度の復興係数・復興歩掛は時限的（令和３年度末まで）であるため、令和４年度以降も復興係数・復興歩掛を継続していただきたい。

全地域共通

9　災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化

【総務省】

要望事項

山間部の被災地では、橋梁の流出など陸路の寸断や停電の発生とともに、携帯電話網を含めた通信網が途絶し、被災地の状況が把握できなかった。また、安否に関する問い合わせが殺到したが、安否情報を適時適切に提供することができなかった。

このようなことが二度と発生しないよう、携帯電話基地局の予備電源の長時間化を義務化するなど耐災害性の強化やその有線部分の冗長化など、災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化に向けて様々な措置を講じていただきたい。

■現状・課題等

○令和 2 年 7 月豪雨では、八代市内の固定電話の局舎が水没するとともに、携帯電話基地局が停電後 24 時間で使用できなくなる等、固定電話及び携帯電話の通信網が途絶した。

○また、主要道路の崩落や路上への土砂・瓦礫の堆積等により、坂本町中心部では集落の孤立状態が 5 日間発生し、通信網も途絶していたため、住民の救出・救助及び被災状況の把握に困難をきたした。

○災害時の人命救助における時間的な制限として 72 時間（3 日間）を過ぎると生存率が著しく低下してしまうことから、孤立地域との通信の確保は重要と認識。

○災害時における安否確認を確実に行うためには、固定電話の局舎及び携帯電話基地局の停電対応時間の長時間化が課題。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
携帯電話基地局の予備電源の長時間化（72 時間化）	各通信事業者の努力義務	各通信事業者への義務づけ

全地域共通

10　復旧・復興に向けた財政支援

【総務省】

要望事項

1　被災した流域市町村が、引き続き令和２年７月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中長期的な財源確保のための特別な財政支援をお願いしたい。

2　特に、流域市町村が策定した復興計画に掲げる事業への国庫補助制度の補助率の嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対処するため、単独で実施する事業への特別交付税措置や地方債の要件緩和等の特別な財政支援をお願いしたい。

3　被災した公共施設の再建、解体及び災害公営住宅の整備等に伴う既存施設の解体等の実施にあたっては、多額の財政需要が見込まれることから地方負担軽減のための地方債の要件緩和など特別な地方財政措置をお願いしたい。

■現状・課題等

全地域

○　令和２年７月豪雨災害後、普通交付税の繰上交付や補助率の嵩上げのほか、特別交付税による措置、歳入欠かん債の発行、災害復旧事業債の要件緩和（被災した公用車の復旧への活用）等の財政支援を講じていただいたことにより、地方負担額の軽減も随所で実現している状況。

八代･芦北地域

○　復旧復興は多岐にわたり多大な財政負担が強いられる状況であり、被災した八代市の被災した公共施設（坂本支所・坂本コミュニティセンター・八代消防署坂本分署）の再建及び芦北町の被災した公共施設（社会教育センター、吉尾温泉診療所等）の解体については、活用可能な国の補助事業がない。今後も継続して多岐にわたる災害からの復旧・復興を推進しなければならないため、財政負担の軽減が課題となっている。

○　災害公営住宅の整備を進めるにあたり、八代市及び芦北町においては、既存施設（八代市：藤本社会教育センター、中津道社会教育センター、芦北町：旧芦北支援学校職員住宅、元葉煙草取扱所）を解体しての整備を検討しているが、被災していない施設となるため災害復旧事業債の活用対象外。

■現行制度及び要望内容

	項目	現行制度	要望内容	要望地域
1	①災害復旧事業等予算、災害復旧事業の財源となる地方債所要額 ②当該地方債に係る財政支援	①予算の確保及び地方債所要額の確保 ②特別交付税措置の拡充	支援の継続	全地域

2	被災自治体が単独で実施する事業への財政支援	―	特別交付税措置の拡充	全地域
3	被災した公共施設の再建及び解体に係る財政支援	被災公共施設の解体のみは災害復旧事業債の対象外	地方債の要件緩和等の特別な地方財政措置	八代・芦北地域
	災害公営住宅の建設に供する被災していない施設の解体経費に係る財政支援	対象外	地方債の要件緩和等の特別な地方財政措置	八代・芦北地域

■要望の詳細

八代･芦北地域

○　八代市においては、現在、新たなまちづくりに関して、「復興まちづくり計画策定業務委託」及び「坂本支所周辺概略設計業務委託」において、坂本支所周辺の整備について検討を行っているところであるが、被災した市所管の坂本支所庁舎（全壊）・坂本コミュニティセンター（全壊）、八代消防署坂本分署（全壊）の再建にあたっては多額の財政需要が見込まれることから、特別な地方財政措置をお願いしたい。

○　また、被災された方々が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、坂本町内における災害公営住宅の整備へ向け、現在、「八代市坂本町災害公営住宅建設候補地調査等業務委託」において、詳細な検討を行っているものの、急峻な山々に囲まれ建設用地の確保が非常に困難な状況であり、藤本社会教育センター（旧小学校校舎：昭和 39 年建築）及び中津道社会教育センター（旧小学校校舎：昭和 37 年建築）を解体し、災害公営住宅用地として活用を予定している。起債の要件緩和について併せてお願いしたい。

○　芦北町においては、現在、「芦北町復旧・復興計画」に基づいて、新たなまちづくりに取り組んでいるところであるが、被災した芦北町社会教育センターや吉尾温泉診療所等について、未だ今後の事業展開が定かとなっていない施設がある。しかしながら、安全面や景観の面から早期に解体し、更地となった状態で利活用について議論を進めたいと考えている。共に大型施設であることから、解体に関しても、多額の財政需要が見込まれることから、地方債の要件緩和等の特別な地方財政措置をお願いしたい。

○　また、被災された方々が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、災害公営住宅の整備を進めている。建設予定地には現在、旧芦北支援学校職員住宅（ＣＢ造　２階　359.5 ㎡　+　ＣＢ造　１階　24.8 ㎡）及び元葉煙草取扱所(鉄骨造　１階　512 ㎡　+　鉄骨造　１階　67 ㎡)が建っている。解体についても多額の財政需要が見込まれることから、地方債の要件緩和等の特別な地方財政措置をお願いしたい。

11　被災市町村の人員体制強化に向けた支援

【総務省】

要望事項

1　被災地域の復旧・復興に向け、組織体制の整備や任期付職員の採用等により、人員体制の強化を図ってきたが、必要とする人員の確保に苦慮しているため、不足する人員が充足できるよう、人的支援の継続・強化をお願いしたい。

2　被災自治体の負担軽減の観点から、東日本大震災と同様に、中長期派遣職員及び復旧・復興業務に携わる任期付職員にかかる人件費等について、財政支援の拡充を講じていただきたい。

■現状・課題等

○　復旧・復興には相当な期間と多額の経費を要し、被災した市町村においては、その影響が甚大であるため、一部の市町村においては熊本県等からの職員派遣等により支援いただいている。

○　国においては、「総務省と全国市長会・全国町村会による派遣制度」や「復旧・復興支援技術職員派遣制度」による被災地方公共団体への応援職員の派遣支援が行われているものの、県内外で発生している大規模災害対応等のため、土木技術職員などをはじめとした応援職員の確保が困難な状況となっている。

○　被災した市町村においては、中長期派遣職員の受入れと併せて、任期付職員や再任用職員などの採用を行っているが、現在も技術職員が不足しており、今後も復興に向けた地域の再建や周辺のインフラ整備等が本格化することに伴い、土木系技術職員や建築系技術職員の不足が見込まれている。

○　また、中長期派遣職員の派遣受入に要する経費及び復旧業務に携わる任期付職員の人件費の８割が特別交付税の対象となっているが、一部については被災自治体の負担が生じることから、それらの財源確保が課題となっている。

中長期の職員派遣の要望状況（R3.6.1 現在）

被災市町村	R3 年度		R4 年度
	要望数	派遣決定数	要望数
八代市	10 人	3 人	8 人
人吉市	28 人	23 人	23 人
芦北町	11 人	9 人	9 人
球磨村	31 人	24 人	20 人
錦町	4 人	—	—
湯前町	1 人	—	—
相良村	1 人	—	—
五木村	5 人	—	2 人
山江村	4 人	1 人	3 人
合計	95 人	60 人	65 人

中長期の職員派遣の受入状況（のべ人数）

被災市町村	R2 年度	R3 年度
八代市	7 人	5 人
人吉市	44 人	31 人
芦北町	13 人	11 人
球磨村	39 人	30 人
合計	103 人	77 人

復旧・復興関連業務に携わる任期付職員の任用状況

被災市町村	R2 年度	R3 年度
八代市	0 人	9 人
人吉市	12 人	1 人
芦北町	0 人	0 人
球磨村	5 人	7 人
合計	17 人	17 人

■現行制度及び要望内容

項目	現行	要望内容
1　被災市町村の人員体制強化	要望数：95 人 派遣数：60 人	中長期の人的支援の継続・強化
2　中長期派遣職員、復旧・復興業務に携わる任期付職員にかかる人件費の特別交付税措置	8 割	10 割に拡充 （東日本大震災と同様）

12　農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【農林水産省、林野庁】

要望事項

令和２年７月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けて、措置いただいた予算を活用し、農林水産基盤の復旧・復興に向け全力で取り組んでいるが、事業の中長期化が見込まれることから、事業期間の延長及び事業完了までの十分な予算の確保をお願いしたい。

■現状・課題等

八代・芦北地域

○林道施設の被害状況

市町村名	被災路線数	被害箇所数	被害額（事業費）
八代市	46 路線/69 路線 （うち国庫補助 32 路線）	630 箇所 （うち国庫補助 121 箇所）	32.7 億円 （うち国庫補助事業費約 25 億円）
芦北町	31 路線/41 路線 （うち国庫補助 14 路線）	183 箇所 （うち国庫補助 73 箇所）	3.1 億円 （うち国庫補助事業費約 2.8 億円）

○林道施設の復旧状況（R3.10 月末現在）

市町村名		復旧完了	契約済み	今後発注
八代市	路線数	4/32 路線 （約 13%）	13/32 路線 （約 41%）	17/32 路線 （約 53%）
	箇所数	4/121 箇所 （約 3%）	24/121 箇所 （約 20%）	93/121 箇所 （約 77%）
芦北町	路線数	2/14 路線 （14%）	9/14 路線 （約 64%）	5/14 路線 （約 36%）
	箇所数	4/73 箇所 （5%）	29/73 箇所 （約 39%）	44/73 箇所 （約 61%）

○林道の復旧工事着手は、接続する市道等の復旧後となることや、入札不調等もでてきており、復旧工事が長期化する見込み。

○山腹崩壊などの山地災害が多数発生したことから、崩壊地の拡大防止や民家の安全確保のためにも早急な治山事業の実施が必要。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
農林水産基盤の復旧・復興に必要な予算確保	―	・農林水産基盤の復旧・復興にかかる事業完了までの所要額の確保 ・復旧・復興の中長期化が想定される中、状況に応じた柔軟な事業実施への配慮

■要望の詳細

八代･芦北地域

〇林道施設の早期復旧に向けた財政支援

令和２年７月豪雨により、林道施設においては、多くの路線で多数の被害が発生し、現在、国庫補助による災害復旧事業に取り組んでおり、被災した路線の半数以上が今後発注予定となっている。林道施設の災害復旧は、大半が接続する国道、県道、市道の災害復旧後となることから事業期間の中長期化が見込まれ、通常の事業期間（3 年間）での事業完了は厳しいことが予想される。

よって、事業期間の延長及び事業完了までの財政措置をお願いしたい。

〇山腹崩壊地における治山事業の早期実施に対する支援

八代市においては、山腹崩壊などの山地災害が 82 箇所を数え、民家を巻き込んだ箇所も 2 箇所発生している。今後、崩壊地の拡大防止や民家等の安全確保のためにも治山事業が円滑に実施できるよう特段のご配慮をいただきたい。

全地域共通

13　被災企業等に対する復興支援

【経済産業省】

要望事項

令和 2 年 7 月豪雨で甚大な被害を受けた事業者は、「なりわい再建支援補助金」や、「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金令和 2 年 7 月豪雨型）」を活用して事業を再建し、被災地域経済の復旧・復興の後押しになった。

しかし、再度の水害に被災する不安や事業継続に対する先行き不透明感などによる現地での復旧について迷いを抱えている事業者も多く、さらに事業所の本格的な復旧が、球磨川における輪中堤・宅地かさ上げ等公共工事の実施後となるなど、事業者本人の事情によらない理由で未だ復旧に取り掛かれず、補助金申請ができない事業者が存在している。

ついては、令和４年度以降の申請にも対応できるよう支援制度の柔軟な運用及び対応可能な予算の確保など、被災事業者に寄り添った復旧・復興に必要な財政支援措置をお願いしたい。

■現状・課題等

○被災事業者の現状

被災市町村	被災事業者数	申請状況等内訳				
		なりわい再建支援補助金申請数(A)	被災小規模事業者再建事業申請数(B)	(A)(B)併用申請数	未申請数	休業数
八代市	36 件	3 件	8 件	4 件	11 件	10 件
人吉市	945 件	242 件	389 件	43 件	201 件	113 件
芦北町	238 件	94 件	118 件	41 件	61 件	6 件
合計	1,219 件	339 件	515 件	88 件	273 件	129 件

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
なりわい再建支援補助金	令和 3 年度まで	令和 4 年度以降の財政支援の継続
被災小規模事業者再建事業	令和 3 年度まで	

■要望の詳細

○　令和２年７月豪雨により被災した多くの事業者にとって、「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」は、被災した事業者はもとより、被災地域経済の復旧・復興にとって、極めて有効な国庫補助制度である。

○　しかし、これらの補助制度の申請を予定している被災事業者の中には、公共工事の影響によって復旧工事に取りかかれない事業者が存在することや、熊本地震の際と同様に復旧工事の順番待ちが発生するなど、事業者の責によらずやむを得ない事情が想定されることから、補助金申請が令和４年度以降となる被災事業者のために、最後まで必要な財政支援措置を講じていただきたい。

14　被災地域に特化した観光業等に対する支援

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

要望事項

全国的には、令和2年度の「Go To キャンペーン」により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷している地域経済等の回復に繋がったが、本地域においては、令和2年7月豪雨により観光物産・商工事業所が被災し、その恩恵を受けられていない。

被災地域の観光業等が、その恩恵を受けることができるよう、「Go To キャンペーン」の被災地向け特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」などのキャンペーンを復旧状況に応じて実施いただくなど、復興の起爆剤となり得る被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じていただきたい。

■現状・課題等

○令和２年７月豪雨により観光業を含めた球磨川流域沿いの地域全体が被災するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により観光業の需要は落ち込んだ状態が続いている。

（人吉市の宿泊施設の状況）総施設数：39 施設（ビジネスホテル・民宿等含む）

被災宿泊施設	27 施設
再開済宿泊施設	17 施設
休業中	7 施設
廃業	3 施設

（R3.10.1 時点）

○さらに、豪雨により被害を受けた道路や鉄道の橋梁が多数流出するなど、復旧には時間を要することから観光地として不利なアクセス環境の長期化が懸念。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①Go To Travel 事業【国土交通省】	―	事業終了後に被災地向け「ふっこう割」等の需要喚起策を復旧状況に応じて実施
②Go To Eat 事業【農林水産省】	―	被災地向け特別枠の創設及び事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策の実施
③Go To Event 事業【経済産業省】	―	
④Go To 商店街事業【経済産業省】	―	

15　被災した民間所有の文化財及び地域コミュニティ施設等への財政支援

【文部科学省】

要望事項

豪雨災害により被災した、民間所有の未指定文化財及び長年にわたり地域住民により祀られてきたお堂や神社などの地域コミュニティ施設や用具等の復旧について、所有者等の負担を軽減するための特別な財政措置を講じていただきたい。

また、指定文化財及び国登録文化財についても、所有者及び自治体の負担を軽減するための特別な財政措置を講じていただきたい。

人吉市

■現状・課題等

○　球磨川流域復興基金により、半額の補助を基本として、地域管理の未指定文化財の復興に取り組んでいる。しかしながら、被災地域から離れる住民も多く、組織力が落ちている中、住民自身の生活再建を優先する状況でもあり、未指定文化財等の復興についてはようやく検討協議に入った地域が多い。また復興に係る経費が高額な案件も多く、組織力が落ちている状況では、残る半額の負担も地域の復興には大きな足かせとなっている。当市の財政状況も逼迫していることから、基金への追加助成は困難な状況である。

○　中心市街地に立地する温泉施設や酒造場など個人の未指定文化財所有者については、登録有形になることを条件に復興基金からの支援がある。しかし熊本地震の時と異なり、登録になった時点で要件を満たすもので、それまでにかかる莫大な復興費用を私費で立て替えることは困難であり、実質的に文化財の保護に結びつかない状況である。

○　指定文化財の矢黒神社（市指定）等や国登録文化財の芳野旅館及び人吉旅館等については、球磨川流域復興基金と指定文化財補助の併用が可能であるが、1 件当たりの修復に係る額が数千万～億単位と高額のものが多く、件数も多い。元来、当市の市指定文化財に対する補助率は７５％と高い割合であり、市単独の財政需要も大きくなるが、負担が大きく実質的に予算措置が困難な状況である。結果として、指定文化財の復興に向けて進展せず、実現化が困難な案件を多く抱えている状況である。

○　球磨川流域復興基金には指定・登録文化財への支援メニューも創設されたが、市町村から最低でも５０％を随伴補助することを前提条件としている。しかし指定・登録文化財の復興費は多額となるものがほとんどで、５０％以上の随伴補助は困難な案件も想定されることから、ますます事業実施の足かせになることが予想される。

○　社会教育施設である西瀬校区公民館が、床上 1.8mを超える浸水があり全壊判定規模の被災をした。当施設は、河川に隣接していることから再度の被災のおそれもあることから移転新築を計画している。

○　災害復旧に係る財源は、公立学校施設災害復旧費国庫補助金を予定しているが、原則、原形復旧に係る費用が対象となるため、新築工事の場合、大きな財政負担が生じる状況である。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
未指定文化財復興への財政支援	―	所有者及び市の負担を軽減する国からの支援
指定文化財復興への財政支援	―	同上
西瀬校区公民館の移転新築に係る補助基準の拡大	原形復旧費相当額のみ補助対象	補助基準の要件拡大（新築費用全額）

■要望の詳細

○球磨川流域復興基金を活用しても、なおあまりある地域コミュニティの負担に対し、国の財政支援を要望するもの。

○指定文化財及び国登録文化財の再建にあたっては多額の財政需要が見込まれることから、所有者及び自治体を対象とした新たな補助事業の創設について要望するもの。

○地域住民の学びの場として、また地域コミュニティの核となる西瀬校区公民館が被災し、早期の復旧を期待されている。一方で、同じ場所での復旧は再度の被災のおそれがあり移転を望む声も多く浸水リスクを軽減するため移転新築の判断を行ったが、公立学校施設災害復旧費国庫補助金の対象経費は原形復旧に係る費用までとなっており、新築工事との事業費差額の捻出は脆弱化した当市の財政事情からは大変厳しい状況にあるため、補助対象となる基準を新築工事全般に拡大していただくよう要望するもの。

16　被災した球磨村立渡小学校の移設再建等への支援

【文部科学省】

要望事項

被災した球磨村立渡小学校の復旧に当たっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を避けた高台での移転再建による復旧を認めていただきたい。

また、球磨村における教育環境の変化に対応すべく、現在、将来の小中学校のあり方の検討を行っているところであり、移転再建する新たな校舎において小中学校の再編を進める場合においても、渡小学校の災害復旧に相当する額については全額措置するなど、その実現に向けた財政支援をお願いしたい。

球磨村

■現状・課題等

○　球磨村立渡小学校は令和２年７月豪雨による被災により校舎１階天井を超える高さまでの甚大な浸水被害を受けた。また、地域一体が大規模な浸水被害を受けたため、浸水想定区域レベル２の浸水高にも対応できるよう、現地復旧ではなく高台にある球磨村総合運動公園内で、土砂災害警戒区域を避けた場所に移転する方針である。

○　被災した球磨村立渡小学校は、球磨村立一勝地小学校の運動場に建設した応急型の仮設教室等を活用しているが、コロナ禍での教室の手狭さや運動場の利用制限、豪雨被害による子育て世帯の流出、それに伴う児童生徒の減少による複式学級の発生など、折からの少子高齢化の影響に加えて、教育環境が大きく変化している。

また、児童生徒の減少は、被災を免れた球磨村立一勝地小学校や球磨中学校も同様であり、今後の球磨村の将来を担う児童・生徒にとってより良い教育環境を構築することを目的に、「球磨村小中学校再編計画検討委員会」を本年７月に立ち上げ、小学校の統合や小中一貫校への再編等、将来の小中学校のあり方の検討を行っているところである。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
学校施設（球磨村立渡小学校）の復旧方法の認定	原則、原形復旧	・移転改築による復旧の認定 ・移転再建する新たな校舎において小中学校を再編する場合においても渡小学校の災害復旧の認定

■要望の詳細

○　児童・生徒が安全・安心して教育が受けられる環境を確保するため、被災した渡小学校の復旧に当たっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を避けた高台での移転再建を目指すこととしており、その実現に向けた支援をお願いしたい。

○　また、少子高齢化の進展や令和２年７月豪雨の影響による人口減少など、本村における教育環境は大きく変化していることから、災害復旧に併せ、小学校の統合や小中一貫校への再編等、将来の小中学校のあり方の検討を行っているところであり、今年度中にその結論を得る予定である。

　そのため、移転再建する新たな校舎において小中学校の再編を進める場合においても、渡小学校の災害復旧に相当する額については全額措置するなど、その実現に向けた財政支援をお願いしたい。

17　被災した球磨村唯一の高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム千寿園）の復旧に向けた支援

【厚生労働省】

要望事項

被災した球磨村唯一の高齢者福祉施設は、これまでも高齢者福祉事業の拠点として地域に根付き、介護を必要とする高齢者やその家族を支えながら村の福祉の向上に努めており、更なる高齢化社会のニーズに応えていくためにも無くてはならない施設であることから、村内で確実に本格復旧が実現できるよう、引き続き支援をお願いしたい。

球磨村

■現状・課題等

○　令和２年７月豪雨災害で浸水により被災した特別養護老人ホーム千寿園では、ハザードマップ上においても再び水害による浸水や土砂災害の恐れがある被災場所での再建を断念し、国・県の多大なる御支援により令和３年４月１日から水害やその他災害の危険性が無い隣接地の人吉市内に仮設施設での事業を再開した。

○　球磨村唯一の特別養護老人ホーム千寿園では入所を待つ要介護者が増えている状況から、「球磨村復興まちづくり計画」策定の過程で検討を重ねながら、本村及び社会福祉法人慈愛会との間において、球磨村内の水害等の災害の危険性が無い安心安全な高台の総合運動公園敷地内に本復旧整備を計画している。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
高齢者福祉施設の復旧	国庫補助事業においては原形復旧が原則	移転本復旧整備への継続した支援 （移転地の形状等に合わせた施設仕様の柔軟な変更などへの対応等）

■要望の詳細

○　球磨村唯一の特別養護老人ホーム千寿園は、これまでも高齢者福祉事業の拠点として地域に根付き、介護を必要とする高齢者やその家族を支えながら本村の福祉の向上に努めており、更なる高齢化社会のニーズに応えていくためにも、特別養護老人ホームの本格復旧が実現するよう引き続き支援をお願いしたい。

18　介護保険制度に対する財政支援

【厚生労働省】

要望事項

被災した被保険者に対する介護保険制度のサービス利用料免除及び保険料の減免については、令和3年6月30日までの1年間、国の財政支援がなされてきた。

その後、令和3年12月まで延長されることとなったものの、新たな基準が設けられたことから、八代市においてはその基準を満たさず、当該財政支援が全く受けられない状態となり、芦北町や球磨村においては新たな基準が設けられたことによって財政支援が減額される状態となっている。

各市町村においては引き続き、生活再建の途上にある被災した被保険者に対する免除等を独自に実施しているが、国からの財政支援等がない場合及び減額される場合、将来的に介護保険料の増額改定による被保険者の負担増となることが懸念される。

ついては、被保険者の負担を増やすことなく、被災した被保険者に対する免除等を継続するために、令和3年7月から令和３年12月までの国の財政支援について、令和3年6月までの支援と同様に特段のご支援・ご配慮をお願いしたい。

■現状・課題等

八代・芦北地域　**球磨地域**

○国から令和３年７月１日以降の財政支援の取扱いが示され、同年１２月まで財政支援が実施されることとなったものの、国が示す基準（各市町村の免除等の状況）に応じた支援割合が新たに定められた。

○八代市においては、免除等の占める割合が 3%に満たないため、財政支援が全く受けられない状況。

○芦北町及び球磨村においては、免除等の占める割合が 30%に満たないため、財政支援が減額される状況。

○国からの支援等がない、又は、減額される中で市町村独自による保険料及び介護サービス利用料の免除等を実施しているが、将来的に介護保険財政の逼迫により保険料の増額改定による一号被保険者の負担増が懸念される。

＜八代市・芦北町、球磨村における被災した被保険者に対する減免等の状況＞

	介護サービス利用料・介護保険料の別	減免等の人数	減免等の金額	減免等の占める割合	特別調整交付金による財政支援
八代市	介護サービス利用料	75 人 (R3.3 月末の累計)	9,880,194 円 (R2.7 月～R3.2 月)	約 1.13%	―
	介護保険料	312 人 (R2 年度実績)	10,532,800 円 (R2 年度実績)	約 0.48%	―
芦北町	介護サービス利用料	287 人 (R3.2 月末の累計)	36,842,229 円 (R2.7 月～R3.2 月)	約 19.95%	9 割
	介護保険料	1,149 人 (R2 年度実績)	20,338,800 円 (R2 年度実績)	約 8.21%	8 割
球磨村	介護サービス利用料	201 人 (R3.2 月末の累計)	12,704,330 円 (R2.7 月～R3.2 月)	約 26%	9.5 割
	介護保険料	369 人 (R2 年度実績)	13,642,200 円 (R2 年度実績)	約 23%	9.5 割

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
災害救助法適用市町村を対象とした介護保険料等の減免等に対する財政支援	(令和 3 年 6 月まで) ・減免等の 10 割を国より支援 ↓ (令和 3 年 7 月～12 月まで) ・減免等の占める割合に応じた支援割合を国より支援（別表）	減免等の 10 割を国より支援 （令和 3 年 7 月～令和 3 年 12 月まで遡及適用）

(別表) 令和 3 年 7 月以降の国の支援割合等（国が示す基準）

減免等の占める割合		特別調整交付金による支援割合
３%未満	※八代市保険料減免割合：約 0.48% ※八代市利用料減免割合：約 1.10%	―
３%以上	※芦北町保険料減免割合：約 8.21%	8.0 割
10%以上	※芦北町利用料免除割合：約 19.95%	9.0 割
20%以上	※球磨村保険料減免割合：約 23% ※球磨村利用料減免割合：約 26%	9.5 割
30%以上		10.0 割

19 被災により無医地区となっている八代市坂本町における医療提供体制等の復旧及び整備に向けた支援

【厚生労働省】

要望事項

八代市坂本町においては、医療機関の被災により無医地区となっていることから、一日も早く被災地域の住民に対して十分な医療を提供できるよう、地域の実情に応じた医療の提供体制（ICT 含む）の整備に対する特段の財政措置をお願いしたい。

八代市

■現状・課題等

○令和２年７月豪雨において、八代市坂本町の全ての医療機関（2 機関）が被災し、当該地区は、無医地区となっている。

○現在は、被災した２つの医療機関が市街地から巡回診療等を行っているが、被災した現地での再建は見込めないことから、地域での医療機能の維持が困難となっている。

○また、当該地区の面積は約 160 ㎢にも渡る山間部の過疎地であり、市内の中でも高齢化率が最も高い地域となっていることから、高齢者が、各集落から地区外の医療機関まで通院するのが大変困難な状況にある。

○被災した坂本町の住民に、安全・安心な生活を送っていただく為にも、現地での新たな医療提供体制の整備が必要である。

▲八代市坂本町の診療所の被災当時の状況

▲八代市坂本町の診療所の被災当時の状況

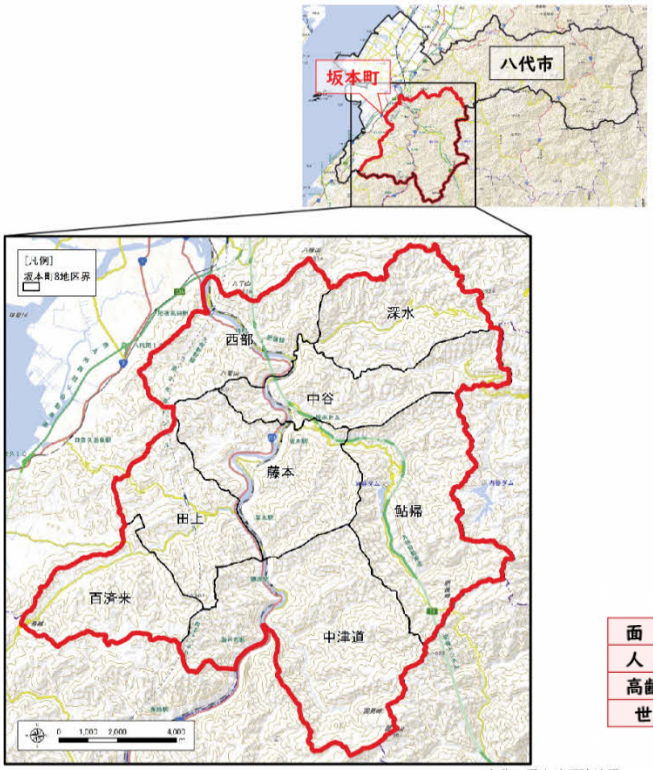

出典：国土地理院地図

表１ 対象地域の概要

面　　積	約 169 ㎢	※市全体（約 681 ㎢）の約 24%
人　　口	3,265 人	※市全体（125,627 人）の約 2.6%
高齢化率	58.3%	※市全体では 33.9%
世帯数	1,644 世帯	※市全体（56,625 世帯）の約 2.9%

出典：住民基本台帳（令和２年７月末時点）

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
無医地区となっている坂本地域における新たな医療提供体制の整備への支援	－	ICT を活用した医療を提供する場や巡回診療車等の整備に対する財政支援

■要望の詳細

○現在、無医地区となっている坂本町に新たな医療提供体制として、ICT の活用を含む持続可能な医療提供体制を検討しているが、へき地診療所を設置する場合を除き活用可能な補助事業が無いため、当該地区の被災状況や地域の実情に配慮いただき、医療を提供する場や巡回診療車等の整備を行う際にも、へき地診療所の設置に係る補助と同様の支援をお願いしたい。

※この要望書中、個人が特定可能となるような情報等については削除しております。